

保連発 1120 第 1 号
令和 2 年 11 月 20 日

総務省自治行政局準公営企業室長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公 印 省 略)

医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせについて
(協力依頼)

日頃より、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認」の導入に向けては、「公立病院における「オンライン資格確認」の開始について（協力依頼）」（令和 2 年 9 月 30 日付保連発 0930 第 2 号）等を踏まえ、ご協力いただいていたところであり、改めて御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症による医療機関・薬局の経営状況への影響が及ぶ中、多くの医療機関・薬局で「オンライン資格確認」を導入していただくため、医療情報化支援基金において、特例的に医療機関・薬局に対する追加補助を行うこととしました（別添）。

つきましては、下記にご配慮の上、改めて、公立病院におけるマイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認」の早期導入に向けて、関係者への周知等公立病院における取組の促進についてご協力頂きますようお願い申し上げます。

記

令和 3 年 3 月までに、オンライン資格確認システムの導入準備として顔認証付きカードリーダーの申請を行った医療機関・薬局に対しては、構築に要した費用（オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入、ネットワーク環境の整備、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等）について、一定の補助上限までは定額補助を行うこととします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。
何卒、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

別添 「加速化プラン」を踏まえた追加的な財政補助について

令和2年11月17日
公表

- マイナンバーカードも保険証として使えるようにする「オンライン資格確認等システム」の仕組みについては、令和3年3月の開始時点で **6割程度の医療機関・薬局において導入**していただくことを目指している。
- コロナ禍により医療機関等の経営状況に影響が及んでいる状況下でも、できるだけ早期に、多くの医療機関・薬局で導入していただくため、**「令和3年3月までに顔認証付きカードリーダーの申込を行った医療機関・薬局」に限定**して、構築に要した費用について **一定の補助上限まで定額補助を行う**こととする。

【見直し前】

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付 が月4万以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用への 補助内容 (レセコン改修等)	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その3/4を補助
	基準とする事業額 210.1万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 200.2万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 190.3万円を上限に、 その1/2を補助		

【追加的な導入支援策】

その他の費用 の補助内容	基準とする事業額210.1 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額200.2 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額190.3 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額42.9万円を上限に、実費補助
※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局 を対象とする				

※ その他の費用：①オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末（パソコン）の購入・導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

医療機関・薬局への補助

- **顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供**（病院3台まで、診療所等1台）。
- **それ以外の費用**（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その 1/2 を補 助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その 3/4 を補助
	105万円を上限に補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その 1/2 を補 助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その 1/2 を補 助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その 1/2 を補 助		

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。